委託仕様書

１　委託件名

臨海副都心における CO_2 排出量の見える化業務委託

２　委託概要

事業所における CO_2 排出量等を算定・可視化するためのクラウドサービスを提供し、臨海副都心全体及び事業所ごとのエネルギー消費量及び CO_2 排出量を算定・可視化する。

３　事業の目的

臨海副都心における CO_2 排出量を把握・公表することにより、「臨海副都心カーボンニュートラル戦略」の目標達成に向けた進捗管理を行うとともに、各進出事業者による脱炭素化に向けた取組の一層の促進につなげる。

４　履行場所

臨海副都心地域内で委託者が指示する場所

５　履行期間

契約締結の日の翌日から令和８年３月 31 日まで

６　事業内容

一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会（以下「協議会」という。）及び協議会の会員（以下「会員」という。）に対して、以下のサービスを提供すること。

(1)　CO_2 排出量の可視化支援

協議会及び会員が、以下要件を満たすクラウドツールを利用できるようにすること。なお、協議会の会員数は、令和７年４月１日現在、４５者である。

項目	要件
複数拠点のエネルギー消費量・CO_2 排出量を集計・表示する機能	複数の事業所を持つ会員については、事業所ごとにエネルギー消費量等のデータをツールにインプットすることで、全事業所のエネルギー消費量、CO_2 排出量（各エネルギー種由来の排出量内訳を含む。以下同）を集計・表示させる機能を有すこと。協議会のアカウントにて、全会員の集計結果、会員単位及び事業所単位の個別データが確認できること。
排出量算定の対象に含められるエネルギー種	月間または年間の電気、熱、都市ガスの消費量をインプットとし、エネルギー消費量と CO_2 排出量をアウトプットとして計算・表示できること。
エネルギー供給会社固有の排	各事業所が契約するエネルギー供給会社（電力、

出係数の適用	熱、ガスの供給会社）の契約メニューごとの排出係数をインプットし、CO_2排出量を計算・表示できること。
非化石証書等の調達量の排出量への反映	各事業所における非化石証書、グリーン電力・熱証書、J-クレジットなどの調達量をインプットすることで、当該調達量相当のCO_2排出量を各事業所の年間排出量から控除した CO_2 排出量を計算・表示できること。

(2) 協議会に対するCO_2排出量の算定支援

クラウドツールを利用しない会員の事業所ごとのエネルギー消費量及び CO_2 排出量を、東京都が公表する排出量原単位等を用いて推定すること。更に、当該推定値を、ツールを利用して算定した会員全体のエネルギー消費量及び CO_2 排出量に統合し、臨海副都心全体でのエネルギー消費量及び CO_2 排出量をクラウドツール上で推定・表示させること。

(3) データの蓄積・引継ぎ

本業務委託契約が終了する際は、本業務においてクラウドツールに入力したデータ及びツールから出力された算定結果等のデータを、委託者及び委託者が指定する者に引き継ぐこと。

また、本業務委託契約の終了後に各会員が自らサービスを継続して利用しようとする場合は、可能な範囲でデータを引き継ぐこと。

7　受託者の責務

(1) 法令等の遵守

業務実施に当たっては、受託者は関係諸法令及び委託者の定める規程を遵守し、責務を果たすものとする。また、必要な官公庁への手続や届け出は受託者が遅滞なく行うこと。これらの諸法令等の運用・適用は受託者の責任と負担において行う。

(2) 守秘義務

受託者は、業務の実施上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本委託完了後も同様とする。また、委託者が貸与する書類の全部又は一部を、無断で複写並びに保管してはならない。

(3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(4) 体制の整備

業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

8　完了検査

完了届を提出したのち、委託者の検査員による完了検査を受けること。検査合格をもって、業務終了とする。

9　提出書類

受託者は、以下の提出書類を委託者の指示により提出すること。なお、製本方法などは委託者の指示による。

(1)　着手前に提出するもの

業務計画書（業務管理体制、緊急時連絡体制表等を含む）・・・・1 部

(2)　履行完了後速やかに提出するもの

業務報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 部

10　権利の帰属

(1)　本委託契約業務の履行に伴い生ずる全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこととし、また、受託者は制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないこと。

ただし、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。

(2)　本業務に当たり、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

(3)　受託者は、制作物を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、委託者が承認した場合はこの限りでない。

(4)　その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

11　再委託の取扱い

(1)　受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2)　この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先についても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

12　支払い方法

履行完了確認後、受託者からの請求書に基づき一括して支払う。

13　ディーゼル車規制

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示を求められた場合には、速やかに提示すること。

14　その他

(1)　本仕様書を含む契約内容に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の双方で協議する。決定した事項については、必要に応じて覚書等を作成す

るものとし、さらに必要な場合には、新たな契約を締結するものとする。

(2)　受託者が委託契約の条件に違反した等の場合、委託者は委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないことがあるほか、既に支払っている委託料の一部若しくは全部を返還させ、又は損害賠償を求めることがある。